

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年8月20日 09時58分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港第3区 博多港端島灯台から真方位011°880m付近 (概位 北緯33°39.0′ 東経130°20.3′)
事故の概要	水上オートバイIWAKEN01は、南南東進中、また、水上オートバイIWAKEN8は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年12月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ IWAKEN01、0.2トン 290-67117福岡、岩永建設有限会社 B 水上オートバイ IWAKEN8、0.2トン 290-64897福岡、岩永建設有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、特殊小型
負傷者	A なし B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、親族が操船するB船と共に遊走する目的で、福岡市所在のマリーナ（以下、単に「マリーナ」という。）を出発した。 船長Aは、マリーナ南東方沖にA船よりも先に出発していたB船が漂泊しているように見えたので、船長Bと会話をする目的で、B船の前方至近に向けて約30～40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で南南東進を開始した。 船長Aは、船長Bに向かって声を掛けながら同じ針路及び速力で航行を続け、B船との距離が近くなったので、スロットルレバーを緩めた。 船長Aは、A船がB船の前方至近に向けて前進惰力で接近を続けていたところ、B船が極微速力で西進していることに気付き、衝突の危険を感じ、ハンドルを右に切ったものの、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、海面に船長Bが浮かんでいるのを認め、海に飛び込んで

	<p>船長Bを救助した後、駆けつけた他の水上オートバイ及びマリナー所属の小型船舶の船長に救急車を要請するよう依頼した。</p> <p>船長Aは、船長BがA船を認識しており、B船がA船の進路上に向けて西進することはないと思っていた。</p> <p>船長Aは、B船に向け、もう少し距離を離して接近するか、もう少し手前からスロットルレバーを緩めて接近していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船と共に遊走する目的で、マリナーを出発した後、マリナー南東方沖でA船を待つこととし、一旦スロットルレバーを緩めて漂泊を開始した。</p> <p>船長Bは、その後、風浪による船体動揺を軽減させる目的で、僅かにスロットルレバーを握って約1～2 km/hの速力とし、船首が西方に向いた状態で後方を振り向き、他の水上オートバイが遊走する状況に意識を向けていた。</p> <p>船長Bは、エンジンのような音が聞こえたので、前方を見たところ、右舷船首方至近にA船を認めたが、どうすることもできず、両船が衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で落水し、船長Aに救助されてマリナー所属の小型船舶でマリナーまで運ばれた後、救急車で病院に搬送され、肋骨骨折及び腰椎突起骨折と診断された。</p> <p>船長Bは、他の水上オートバイが遊走する状況に意識を向けていたので、A船が出発したこと、及びA船がB船に接近していることに気付いていなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、共に救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長A及び船長Bは、共に本事故の発生を海上保安庁に通報していなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、南南東進中、船長Aが、B船がA船の進路上に向けて西進することはないと思い、B船の前方至近に向けて前進惰力で接近を続けたことから、B船が極微速力で西進していることに気付いたものの、避けることができず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、西進中、船長Bが、後方を振り向き、遊走する他の水上オートバイに意識を向けていたことから、右舷船首方から接近するA船に至近となるまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が南南東進中、B船が西進中、船長Aが、B船の前方至近に向けて前進惰力で接近を続け、また、船長Bが、後方を振り向き、遊走する他の水上オートバイに意識を向けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、他船の船長と会話をする目的で他船に

接近する場合、他船が前路に進出した際でも衝突を回避することができるよう、他船と安全な距離を確保するとともに安全な速力で接近すること。

- ・水上オートバイの船長は、特定の方向のみに意識を向けることなく、常時周囲の見張りを適切に行うこと。
- ・水上オートバイの船長は、船舶事故が発生した場合、適切な支援や指示を受けられるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。